

東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、東京都石油コンビナート等防災本部条例（平成 30 年東京都条例第 92 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、東京都石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（本部会議）

第 3 条 石油コンビナート等防災計画の作成その他石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る防災に関する重要事項を審議するため、防災本部に東京都石油コンビナート等防災本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、必要に応じ本部長が招集する。

3 本部長は、本部会議を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、本部員に通知しなければならない。

4 本部長は、前二項の規定にかかわらず、軽易な事案については書面により協議等を行うことができる。

（代理出席）

第 4 条 本部員が事故のため出席できないときは、あらかじめ当該本部員が指名する者を出席させることができる。

（議事）

第 5 条 本部会議は、本部長が主宰する。

2 本部会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは本部長の決するところによる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専決事項）

第 6 条 本部長は、緊急を要し本部会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により本部会議を招集することができないときは、防災本部が処理すべき事項を専決することができる。

2 本部長は、前項の処分をしたときは速やかに本部員に通知しなければならない。

（議事録の作成等）

第 7 条 本部会議を開き、又は審議を行ったときは、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 出席した本部員の職名及び氏名
- 三 議事の件名及び概要並びに議決事項
- 四 その他必要と認める事項

（幹事会）

第 8 条 防災本部の所掌事務について、連絡調整、事前協議等を行うため、防災本部に幹事会を置く。

2 幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(部会)

第9条 特別防災区域ごとの防災対策を講ずるため、又は特別防災区域に係る防災について特別の対策を講ずるため、部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 防災本部の事務局は、東京都総務局総合防災部とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年●月●日から施行する。

東京都石油コンビナート等防災本部条例

平成 30 年 10 月 15 日

東京都条例第 92 号

(目的)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第28条第9項の規定に基づき、東京都石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(本部員及び専門員)

第3条 法第28条第5項第4号、第6号及び第9号に掲げる本部員の総数は、三十人以内とする。

2 法第28条第5項第9号に掲げる本部員の任期は二年とし、補欠の本部員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第4条 防災本部に、幹事四十人以内を置く。

2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第5条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。